

生物多様性条約 新・戦略計画事務局（案）の概要

1. 新戦略計画とは

- ・生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、2002年のCOP6において策定された生物多様性条約戦略計画の改定が行われる予定。
- ・この戦略計画には、「現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という“2010年目標”が含まれ、2010年以降の新たな目標（ポスト2010年目標）の設定がCOP10での重要な課題の一つ。
- ・我が国からも「ポスト2010年目標に関する日本提案」を本年1月6日に生物多様性条約事務局に提出。
- ・条約事務局は各国等からの提案を踏まえ作成した新戦略計画事務局（案）を、事務局ウェブサイト公表。

2. 新戦略計画事務局（案）の構成

- I. 戦略計画の論理的根拠
- II. ビジョン
- III. 使命（ミッション）
- IV. 2020年のための戦略目的及び目標
- V. 実施、監視、見直し及び評価
- VI. 支援メカニズム

3. ビジョン、使命（ミッション）、戦略目的及び目標

（上記Ⅱ、Ⅲ及びⅣの概要）

（1）ビジョン

「生物多様性が保全され、回復され、賢く利用され、健全な地球が持続し、全ての人々に必要不可欠な恩恵が届けられるような自然と共生した世界」

※締約国等からの提案の多くでは2050年を想定

（2）使命（ミッション）（2020年）

戦略計画の使命（ミッション）条約の3つの目的を達成するために、以下を促進する。

「生物多様性の損失を止めるための緊急の行動」

「2020年までに、生物多様性への圧力を減らし、絶滅を防止し、生態系を回復し、生態系サービスを高め、公平に利益配分し、これらによって人間の福祉と貧困の削減に貢献し、全ての締約国がこれらを実施する手法が提供される」

(3) 戦略目的及び目標 (2020年までの目標として以下を提示)

- A 政府から社会に至る生物多様性の主流化を図り、生物多様性損失の根本原因に対処。 4目標 (1~4)**
生物多様性の価値と保全のためにできることについて全ての人々が認知する。生物多様性に害のある補助金を廃止する。持続可能計画の作成、実施。など
- B 生物多様性への直接圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。 6目標 (5~10)**
森林やその他の生息地の損失や劣化の半減。過剰漁獲が終了、破壊的な漁業が廃絶される。農林水産業地域の持続的管理。特定の外来種の根絶。サンゴ礁等の脆弱生態系での気候変動等の圧力の管理。など
- C 生態系、種、遺伝的多様性を保護する 3目標 (11~13)**
少なくとも陸地、海洋面積の15%が保護される。既知の種の絶滅回避。農業生態系の遺伝的多様性の改善。
- D 生物多様性及び生態系からの利益を高める 2目標 (14~15)**
地域の生計を支える生態系サービスが保護・改善。劣化した森林の少なくとも15%の回復等を通じ、気候変動の緩和と適応、砂漠化対処への貢献。
- E 計画立案、知識管理及び能力養成を通じて実施能力を高め、また、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を行う。 5目標 (16~20)**
全締約国が効果的な国家戦略の実施により、本戦略計画の達成に貢献。ABSの実施。伝統的知識等の保護。条約実施のための人的資源や資金を10倍にする。など

4. 今後の予定

- ・ SBSTTA (科学技術補助機関会合) (ナイロビ、5/10-21)
科学・技術的観点から事務局案を議論
- ・ WGR1 (条約実施に関する作業部会) 会合 (ナイロビ、5/24-28)
COP10に提出する最終決議案の作成
- ・ COP10 (愛知県名古屋市、10/18-29)
条約戦略計画の改定